

他の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目の単位認定について（申合せ）

（平成6年 月 日研究科委員会承認）

大阪大学大学院学則第8条に基づき、所定の手続きにより派遣された者が当該大学院において修得した単位については、次の書類により、本研究科委員会で審査し、主科目以外の単位に充当することを認めることができる。

- （1）単位認定申請書（所定様式）
- （2）当該大学院の履修証明書